議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

	自治体名	（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。														（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限			④効果			本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者 いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者	本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある	時間	より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他		あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容							
1	千代田区		○	○	○						○ ※公述人・参考人として意見聴取する。		○			○	○							○		○			○ ※請願のみ	○ ※請願のみ	○	※請願のみ該当する。直近の事例はないが、行う可能性がある。陳情は本会議では扱わず、委員会内で審査、結論を出している	○	
2	中央区		○ ※請願のみ	○ ※休憩中								○		○	20分		○												○ ※請願のみ			※結果として、一部採択や趣旨採択となることがある。	○	
3	港区		○ ※請願のみ	○								○		○	10分	○	○							○	・希望者があれば手話通訳の派遣 ・磁気ループでの対応	○	傍聴している間の就学前の子どもの一時保育	○						○
4	新宿区	○																						○	本会議及び委員会における手話通訳者の派遣（希望者）			○ ※意見付採択含む					○	
5	文京区	○																						○	本会議の一般質問において、傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳の派遣（希望者）	○	子どもと来た傍聴者等が傍聴席での傍聴が困難になった場合、議場ロビーに設置したモニターにより、本会議の様子を視聴することができる。		○				○	
6	台東区	○																			○	本会議を年1回土曜日に開催している。14時から16時	○	事前の申し出があれば対応を検討する。					○			○	
7	墨田区		○			○	※別紙					○		○	15～20分		○	陳情書の文面からは把握できない陳情を提出するに至った経緯等を知ることができる。						○	手話通訳の配置（事前申込み） ※本会議及び委員会	○	磁気ループシステムの設置 ※本会議場及び委員会室		○				○	
8	江東区	○																						○	本会議及び委員会で手話通訳の派遣を行っている。			○			○	請願・陳情の採択は全部採択が基本であるが、過去に一部採択と趣旨採択を行った前例がある。	○	
9	品川区		○			○	委員会の休憩中（申し出に対して委員会冒頭で諮る。）	○	○	○	○			○	20分 ※個人は1人10分以内2人まで。団体の場合は1団体。	○	○							○	・議場に磁気ループを設置している。 ・本会議のCATV放送に手話通訳を導入している。 ・声の区議会だよりを発行している。本会議、委員会の傍聴要望があれば手話通訳を派遣している。	○	・本会議の際、親子ルームを設置し、また、同室設置のモニターにより本会議を視聴できる。		○	○				○
10	目黒区	○																						○	本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障害者に対する手話通訳の派遣				○	○			○	
11	世田谷区		○	○ ※休憩中										○	10分		○							○	本会議等において、傍聴者から事前に希望があれば手話通訳の派遣を行っている。					○			○	
12	渋谷区	○																								○	・本会議初日は手話通訳者を配置し、それ以外の日程は事前の申し込みにより対応している。 ・議場は、車椅子でも傍聴できるようフラットな造りとなっている。		○				○	
13	中野区		○	○		○	請願・陳情者が補足説明を希望した場合のみ、付託された委員会の委員長が許可し、休憩中の発言が可能。	○	○	○		○	○				○											○			○	項目別の採択を行っている。	○	
14	杉並区		○	○ ※休憩中								○ ※委員から陳情者への質疑応答がある。		○	説明は5分程度 ※質疑応答はなし		○							○	本会議、委員会で手話通訳を配置（事前申込制）	○	本会議、委員会で保育付議会傍聴を実施（事前申込制）		○	○			○	

議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

自治体名		（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。														（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限			④効果			本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者				本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある		より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他																
							いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者					時間				あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容								
15	豊島区		○	○							○			○	10分			請願の趣旨を明確にするため、請願者の意見陳述制度を導入することにより、さらに審査の充実を図る。						○	車椅子での傍聴が可能。			○							○
16	北区		○	○		○	付託委員会の休憩中（正副委員長が必要と認め、このことが委員会に諮られ了承された場合のみ）	○	○	○	○			○	5分程度（先例による）			陳情者の願意について理解を深めるため						○	・本会議及び委員会での手話通訳の派遣 ・ITコミュニケーションツールを利用した聴覚障害者の議会傍聴対応				○ 項ごとにわけて審査する場合	○				○	
17	荒川区		○	○								○	○				○		特段の課題はないが、事前に提出者と十分な調整が必要である。						○	必要に応じて手話通訳を実施している。					○			○	
18	板橋区		○			○	委員会休憩中の委員協議会	○	○		○		○			○	○								○	手話通訳	○	一時保育	○						○
19	練馬区	○																							○	本会議または委員会の傍聴を希望する、聴覚障害者等に対して、申請により手話通訳を行う。				○				○	
20	足立区	○																							○	・本会議及び委員会において、傍聴を希望する聴覚障がい者に対する磁気ループシステムの設置・受信機の借用（申請による）。 ・本会議において、車椅子を利用する傍聴者用に傍聴席を4席設置している。			○		○		※区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書・要望書の提出が求められている請願・陳情、または、議会決議を求める請願で、住民全体の福祉の向上に資する場合は趣旨採択を可としている（別紙参照）。	○	
21	葛飾区	※陳情の取り扱いは、関係委員会に参考送付し、本会議終了後各会派へ陳情の写しを配付することが例	○ ※請願のみ	○							○			○	5分程度	○	○											○					○	
22	江戸川区		○	○							○				※その都度委員会により判断		○								○	・耳の不自由な方のために、区議会HPの議会中継画面右上にて、手話通訳を配信している（議場では行っていない）。 ・目の不自由な方のために、テープ版及びCD版「声の区議会だより」を発行している。	○	・車椅子により、議場での傍聴が困難な方には、委員会室で本会議の映像を放映し、傍聴できるようにしている。 ・車椅子の方が傍聴席での傍聴を希望された場合、衛視が車椅子を持ち上げるなど適宜対応をしている。		○	○				○	

議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

	自治体名	（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。															（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限				④効果			本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者 いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者	本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある	時間	より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他		あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容							
1	八王子市		○			○	請願代表者から趣旨説明を行いたい旨の申し出があった場合は、委員会を休憩して説明を受けることを委員会に諮って認めている。	○	○	○		○		○	10分 ※説明時間	○	○		・休憩中のため、正式な会議録として記録を残さない ・説明者に対する質問時間の制限がないため長時間になる例がある					○	事前に手話通訳者等の要望の連絡があれば、市役所福祉部障害者福祉課を通じて社会福祉協議会に手話通訳者、または要約筆記者を派遣依頼する。	○	平成10年より、少しでも多くの市民が傍聴に来てもらえるよう、毎定例会初日の開会前に議場でクラシック等のコンサートを20分程度行っている。				○	・請願は「採択」「不採択」いずれかの結論とする。採択にやむを得ず意見を付する場合には「意見付採択」として趣旨を補う。趣旨採択は行っていない。 ※陳情については、上程せず議員へ写しを配付。ただし、議員が請願と同様に取り扱いを希望する場合は、各議員の判断で議会運営委員会を通じて提案し、請願と同様		○
2	立川市		○			○	付託先の委員会の休憩中に	○	○	○		○	○			○	○							○	事前の要望があれば、本会議、委員会での手話通訳・要約筆記の派遣している。 本会議場、委員会室には難聴者用に赤外線方式の送受信機を備えておりイヤフォンを貸し出している。	○	平成26年度に傍聴者の住所・氏名の記載を求める議会傍聴届を廃止した。	○							○
3	武蔵野市		○	○								○		○	10分 ※陳述時間は10分だが、意見交換は無制限		○		本市では、休憩中に陳述が行われるため、記録には残らない。					○	本会議と委員会での手話通訳の派遣						○	全部採択のほか意見付き採択を行っている。	○	
4	三鷹市		○	○							○			○	15分程度 ※請願代表者の説明時間（質疑含まず）		○	請願者の説明する機会を保障している。						○	本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳の派遣（希望者）	○	議場に入ることが難しい車いすの方や親子傍聴者に対し、別室のモニターで生中継を観られるようにしている。	○						○	
5	青梅市	○																						○	・磁気誘導無線装置（磁気誘導ループシステム）を設置し、補聴器を利用している方や、耳の不自由な方に対し、専用の受信機を貸し出ししている。 ・バリアフリー対策として議場までの動線については、段差を解消した廊下（スロープ）を設置し議場には車いす専用席を2席設置している。 ・多目的トイレを設置している。	○	・子ども（乳幼児）連れの市民に配慮し、防音でガラス張りの親子席（議場が見え、スピーカーから音声が聞こえる部屋）を設置している。 ・議会だより、ホームページなど広報紙で事前に議会日程を周知し、傍聴の案内をしている。 ・事前通告をホームページで公表している。		○	○			○	
6	府中市		○	○ ※付託先委員会で陳情者に補足説明を求めるかを諮り、補足説明を行う場合は委員会を休憩して行う。								○	○				○							○	本会議において、聴覚障害者の希望者に手話通訳を実施している。	○	・議場の傍聴席への通路をスロープにしている ・議場の傍聴席に車椅子用のスペースを確保している	○						○	
7	昭島市	○																						○	・第1回定例会の初日は、傍聴席において市長の施政方針表明等の手話通訳を行っている。 ・車いすを利用する方が、段差や坂を通らずに直接傍聴席まで行くことができるようにしている。				○					○	
8	調布市		○			○	定例会会期中の休会日／委員会室 ※付託された委員会の委員が一堂に会する場での補足説明 （非公式）	○			○			○	説明時間5分、議員からの質疑は含まない		○							○	・本会議での手話通訳・要約筆記（申込制） ・車いす傍聴スペースの設置					○					○
9	町田市		○	○							○ ※出席できる請願者は2人までで、意見陳述後委員からの質疑に答える場面あり			○	5分（意見陳述） ※質疑に答える際は制限なし		○							○	・傍聴席へのエレベーター設置 ・車椅子席あり（介助者のための収納タイプの席あり） ・磁気ループシステム設置（本会議場）＜受信機の貸出しあり＞ ・本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳者又は要約筆記者の派遣（希望者）	○	・親子傍聴室（ガラス窓越しに傍聴できる個室）の設置（本会議場） ・傍聴人受付簿なし（傍聴券の交付のみ） ・庁内放送での来庁者への市議会傍聴の呼び掛け	○						○	

議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

	自治体名	（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。														（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限			④効果			本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者 いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者	本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある	時間	より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他		あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容							
10	小金井市		○			○	発言の時期は、請願・陳情が委員会に付託されて、最初に議題とした後、質疑に入る前に委員会を休憩し、委員会協議会を開いて発言してもらう。	○	○	○	○ ※ただし、内容の不明なところについては、真意を委員が確認する程度はやむを得ないものとする。						○					○	平成16年度より1年（年度）に1回（1日）日曜議会（本会議）を開催している。平成28年は第1回定例会にて2月28日実施（市政方針に対する各会派による質問）。	○	日曜議会開催時のみ、聴覚障がい者を対象に、小金井市登録手話通訳者連絡会の協力により、手話通訳を実施している。					○			○ 平成28年10月開催予定 ※平成24年度に1度試行している。	
11	小平市		○	○ ※陳情書は、全議員及び執行機関にその写しを配付するものとし、原則として審査は行っていない。								○ ※意見陳述者（請願者）の趣旨説明（5分以内）の後に、委員は意見陳述者に対し質疑することができる。		○	5分		○		・資料の取り扱いについて、請願者から資料を配付したい旨の申し出がある事例があったが、要綱では請願者による資料の配付を認めていない。 ・紹介議員による説明の際に、資料配付を行っている。					○	平成28年6月定例会から、本会議における手話通訳実施及び本会議場傍聴席への磁気ループシステム設置を試行実施している。			○						○
12	日野市		○	○								○ ※主旨説明と委員からの質疑への答弁		○	3分 ※委員からの質疑への答弁は時間制限なし	○	○	市民が議会に参加することが出来る。	・時間制限を超えて説明をしてしまう人がいる。 ・委員からの質疑に対する答弁時間の長い人がいる。					○	請願の主旨説明者の依頼により手話通訳を委員会に派遣した。			○					○	
13	東村山市		○	○							○			○	10分以内	○	○	説明は、請願人等は趣旨説明を行うのみだが、説明後、委員は陳情人に対して質疑があれば行い、採決の判断材料としている。	・現行では、市民からは意見を述べるのみであり、委員から質問が無ければそこで終了することが多く、意見を述べた請願人等に対し、委員が請願（陳情）趣旨を明確にするような踏み込んだ質疑を行うことができないのが現実である。 ・委員会の要求がなければ請願人等が希望しても意見を述べる機会が現在のところ設けられていない。					○	本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳の派遣（希望者）			○						○
14	国分寺市		○			○	所管する委員会の開催日に委員会室にて行っている	○			○			○	30分以内		○					○	当該年の第1回定例会において市長の施政方針に対する代表質問を日曜日に開催している。						○			○	
15	国立市		○	○							○ ※ただし、説明後、質疑応答がある			○	5分以内 ※委員長の仕切りによるが、説明は概ね5分程度でお願いをしている。			発言が会議録に残る	・委員会記録の調製の際、発言について言い誤りや疑義があった場合の対応をどうするか ・例規的な位置づけがない			○		○		○							○
16	福生市	○																						○	・手話通訳の派遣（本会議、常任委員会、決算審査特別委員会） ・車椅子用階段昇降機の設置、磁気ループの設置			○					○	
17	狛江市	○																						○	・聴覚障がい者用磁気ループを設置している ・議場の傍聴席に車椅子席を用意してる				○				○	
18	東大和市	○												○										○	本会議、委員会等での手話通訳の派遣。 声の市議会だより（市議会だよりを音訳したDVD）の配布。				○	○				○

議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

自治体名		（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。															（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限			④効果				本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者				本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある		より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他		あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容							
							いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者					時間																				
19	清瀬市	○					※常任委員会で休憩中として請願・陳情者に趣旨説明と委員からの質問を受ける時間を設けている。																					○					○	

議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

自治体名		（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。															（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限			④効果				本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者 いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者	本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある	時間	より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他		あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容							
20	東久留米市	○																						○	・磁気ループの貸し出し・身体の不自由な方を専用の傍聴席に案内している。 ・本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳者または要約筆記者の派遣（事前申請が必要）	○	委員会の際に使用していない議員控室を開放し音声のみの傍聴を行えるようにしている。			○			○	
21	武蔵村山市		○	○ ※発言は陳情のみ、市民、市外に関わらず、予め希望を確認し、希望する場合に行う。付託した委員会の開催日に来られる場合のみ可能。当日は傍聴者として取扱、当該案件の審議冒頭で休憩を取り、発言席に案内して行う。							○			○	3～4分	○	○		現状ではそれほど希望はないが、陳情者全員が希望した場合、進行が遅れる可能性があるので、制限が必要となる。					○	車椅子用の傍聴席がある。					○			○	
22	多摩市		○	○							○			○	5分		○		意見に対して、公式の委員会で質問ができない。そのため必要により、別途非公式にて意見交換を実施している。											○				○
23	稲城市	○																						○	・本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳の派遣（希望者） ・車椅子での本会議傍聴については、本会議場の後方にスペースを確保している				○	○			○	
24	羽村市	○																						○	本会議及び委員会において傍聴を希望する聴覚障がい者に対する手話通訳の派遣（希望者）	○	車いす席（2席）を用意してある。			○	○	郵送などで提出された陳情書は提出者の確認の上要望書扱いとなる	○	
25	あきる野市		○			○	委員会休憩中に別室で意見陳述を行っている。	○			○			○	10分		○	陳情者の意思が伝わる。	意見陳述が制限時間内に終らないこと。						○	傍聴席入り口までのスロープ及び車いす席の設置	○	議会の開催日程を庁舎入口に掲示し、市民への周知を図っている。				○	全部採択又は趣旨採択を行っている。		○
26	西東京市	○																						○	聴覚に障害のある方を対象に、事前申請により、手話通訳者等の派遣により本会議及び委員会の傍聴ができるようにしている。					○			○	

議会への市民（区民）参加について

平成28年7月　大田区調査

	自治体名	（1）請願陳情の市民（区民）が意見を述べる仕組みがありますか。		（2）市民（区民）が意見を述べる仕組みについて教えてください。															（3）請願陳情の意見を述べることに関し課題があれば教えてください。	（4）市民（区民）が議会に参加しやすい工夫について教えてください。								（5）請願・陳情の採択方法					（6）議会報告会の開催	
		なし	あり	①どこで							②方法		③時間制限			④効果				本会議・委員会の夜間開催		本会議・委員会の土日開催		障がい者への対応を行っている		その他傍聴者への参加しやすい工夫		全部採択のみ	一部採択を行っている	趣旨採択を行っている	その他	内容・備考	開催していない	開催している
				委員会	本会議	その他	参加者 いつ／どこで	議員	理事者	傍聴者	本人が説明するのみ	意見交換の場がある	ない	ある	時間	より議論が活発化する	請願・陳情について細部まで理解が深まる	その他		あり	内容	あり	内容	あり	内容	あり	内容							
1	横浜市	○ ※制度として意見を述べる仕組みはないが、請願者・陳情者から申し出があれば、その都度、委員会で許否を諮ることとなる。（近年において認めた例はない）																									検討中（現在のところ、特になし）	○					○	
2	川崎市	○																						○	・本会議及び委員会において、障害者団体からの要請により、手話通訳者・要点筆記者の配置及びOHP・スクリーンやホワイトボード等の設置を行った例がある。 ・車椅子用の傍聴席は、議場側面に別途設置している。	○	・平成22年8月から、傍聴者に対して委員に配付しているものと同様の資料を配付することとした。 ・傍聴席から議場内の様子が分からない（発言する議員の容姿が見えない等）という課題を、分かりやすい議会運営の一環として、議場内に大型ディスプレイを設置している。			○	○	申し合わせにより、請願、陳情の内容が数項目にわたるものについては、項目別に採決することがあるとしている。（別紙参照）	○	